

番号	質問事項	回答
	<p>者の如何によらず地方公共団体の職員を立ち合わせることに運用上明示していただきたい。</p> <p>[愛知県]</p>	
(19)	<p>臨検・捜索等について</p> <p>臨検への責任者の立ち会いで、居所の所有者もしくは同居の親族が立ち会えない時は、その隣人で成年に達したもの又はその他の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならないとされているが、<u>隣人</u>の立ち会いに問題はないのか。</p> <p>[佐賀県]</p>	<p>ご質問の趣旨が不明確であるが、「隣人」については、文字どおり隣の人に限定するという趣旨ではなく、近所に居住する人という程度でよいと解する。ただし、立会いの趣旨は、臨検等の手続の公正を担保するとともに、これを受ける側の権利を保護することにあることから、こうした趣旨の立会いを担うことができる者である必要があると考える。</p>
(20)	<p>臨検等の際の写真撮影等</p> <p>① 保護者が写真撮影等を拒否しても撮影等が可能か。</p> <p>② 虐待の状況を記録するため必要な程度において写真撮影等が可能とあるが、具体的にはどの程度まで可能とみなされるのか。例えば、児童の発見場所等なら問題ないと思うが、別の部屋や風呂場等も虐待の状況が確認できれば許可状の許容範囲として撮影等が可能なのか。</p> <p>[東京都]</p>	<p>児童の安全確認（児童虐待に係る事実確認）や手続の適法性を担保する観点からの必要性が認められる範囲内で、これを行うことは可能と考える。</p> <p>なお、ご質問の②のような場合、一般的には写真撮影は可能と考えられる。</p>
(21)	<p>立入調査時のビデオ等記録</p> <p>告発の疎明資料として『立入調査の実施状況に係るビデオ等による音声や画像の記録』とあるが、調査時のビデオ撮影は相手にとって圧力を与え、相談機関との関係を悪化させることも予測される。疎明資料としてどのような記録を「必須」とするのかお示しいただきたい。</p> <p>また、出頭要求、立入調査、臨検において、写真、ビデオによる記録を行う際、保護者等から撮影の不同意の意思表示を示された場合はどのように対応すべきか併せてお尋ねする。</p> <p>[大阪府]</p>	<p>現行の児童相談所運営指針の趣旨を変更するものではなく、ビデオに限らず、写真でも可能であるが、ビデオによる録画が立入拒否行為を明確に疎明できることから、その活用に配慮されたい。</p> <p>指針においてお示ししている資料は、通常提出すべきと考えられるものを記載したものであり、「必須」の資料という位置づけではないが、何らかの保護者の拒否時の態様等、立入調査を拒否した事実が疎明できる資料を準備することが必要である。</p> <p>なお、出頭要求や立入調査、臨検等の際、その手続きの適法性を担保する</p>

番号	質問事項	回答
		<p>こと、児童の安全確認等のために状況を記録することを目的として、写真、ビデオにより撮影することは、たとえ保護者等から不同意の意思表示があっても、容認されるものと考えられる。</p>
(22)	<p>臨検等を行っている間の出入り禁止の扱い</p> <p>臨検又は捜索をする間は、許可を受けずにその場に出入りすることを禁止することができることとなっているが、出入りの許可はいつの時点で誰が行うのか。また、出入りすることを禁止する場合、どのような手立てを講ずることが必要か。</p> <p style="text-align: right;">[東京都]</p>	<p>「臨検等をする間」とは、臨検等の開始後から終了までの間をいい、臨検等の開始とは、臨検等の執行者が、処分を受ける者又は立会人に臨検・捜索許可状を呈示して執行の開始を宣言したときをいう。また、臨検等の終了とは、捜索の対象たる児童を発見し、執行者が児童の保護を行い終えた後や、発見すべき児童を発見できなかったことが確認され、執行者が処分を受ける者に執行の終了を宣言したときに終了する。</p> <p>なお、臨検等の執行者とは、法第9条の8に規定されている職員にほかならない。</p> <p>また、出入り禁止の方法に制限はなく、一般的には、個別に口頭により禁止を告げたり、立札、張紙等により制限を行うことが考えられる。</p>
(23)	<p>臨検（立入禁止の範囲）</p> <p>改正防止法第9条の8「臨検等をする間は何人に対しても、許可を受けずにその場所に出入りすることを禁止することができる」とされている。この立入禁止とする「その場所」の範囲は、当該住居だけか、もしくは児童の保護に万全を期すために例えば共同住宅の共用通路を含む等必要な範囲と考えるのか。</p> <p style="text-align: right;">[大阪府]</p>	<p>立入禁止の範囲については、具体的事情に即し、許可状の目的達成に対する障害を防止する目的との均衡を考慮し、必要最小限の範囲において、許可状に記載された場所以外の一定区域についても必要な措置を執ることができると考えられる。</p> <p>具体的には、「執行者の出入等に必要な門前の路上や周辺の近接する場所」、「アパートの一室を臨検・捜索する場合のその前の通路」などがこれに含まれると考えられる。</p>
(24)	<p>臨検又は捜索に当たって可能となる処分について</p> <p>セキュリティーのしっかりしたマンション等は、建物に入ることすらでき</p>	<p>臨検・捜索許可状については、あくまで保護者に対し効力を有するもので</p>

番号	質問事項	回答
	<p>ない場合がある。管理会社等に要請して進入することはできるのか。公営住宅の場合合鍵での解錠を住宅管理者に依頼できるのか。</p> <p style="text-align: right;">[愛知県]</p> <hr/> <p>臨検又は搜索に当たって可能となる処分について（許可状の効力）</p> <p>4-（7）-①において、解錠することができることとされているが、許可状の交付により、例えば、アパートやマンションに入居している家庭の臨検を行う際、相手が入室を拒否する場合、又は応答がない場合において、アパートの管理者から合鍵等の提供を求め、合鍵を使用して入室することができるかと考えて良いか。</p> <p>それとも、許可状は、相手に対する強制力を有するものであり、アパートの管理者に対してまでは効力は及ばないと考えるべきかご教示願いたい。</p> <p style="text-align: right;">[北海道]</p> <hr/> <p>臨検の際の解錠について</p> <p>該当ケースが借家の場合、「錠を破壊」することに対し、家主の確認が取れない及び家主が係わりたくないと協力が得られない時、損害賠償の責を負うことはないか。</p> <p style="text-align: right;">[千葉県]</p>	<p>あって、アパート等の管理者に対しても同様の強制力を有するものではない。よって、当該許可状をもって、アパート等の管理者に強制的に解錠させることはできないと考えるが、許可状を執行する児童相談所職員等が、親族、管理者等に協力を求めて合鍵を借り受け、これを利用して解錠することは適法である。</p> <p>「錠をはずし、その他必要な処分」の内容・方法も、臨検・搜索許可状の目的を達するため必要最小限にして妥当なものでなければならぬことは言うまでもなく、最小限度を欠く処分の結果、第三者に損害を与えた場合は、国家賠償法に基づく賠償責任を負う場合がある。</p>
(25)	<p>臨検・搜索等について</p> <p>児相の職員はあくまで普通の人なので、そういう何の権限も訓練もない人が、“鍵を押し切って・・・”というのはあまりにも非現実的ではないか。“相談所長の依頼に応じて警察が・・・”とならないのはなぜか。</p> <p style="text-align: right;">[佐賀県]</p> <hr/> <p>臨検又は搜索に当たって可能となる処分について</p> <p>警察への援助依頼の中には、解錠をする時直接警察に手伝ってもらうことは可能か。</p> <p style="text-align: right;">[愛知県]</p>	<p>法第9条の7の規定により、臨検等に際しての必要な処分は、都道府県知事の指示によって、児童の福祉に関する事務に従事する職員（児童相談所職員等）が行うこととされており、法律上、警察官がこれを直接行うことはできない。</p> <p>また、同条に規定されている「錠をはずし、その他必要な処分」の内容・方法も、その目的を達するため必要最小限にして妥当なものでなければならぬ。通常は、管理人、大家、親族等に合鍵を借りるなどの方法により解錠することになると思われる。</p>

番号	質問事項	回答
	<p>臨検・捜索等について 臨検には、かなりの強制力が認められているが、何の訓練も受けていない児童相談所の職員が、極めて危険な強制力を行使（チェーンを切る等）することに問題はないのか？→児相の告発で警察が行使することは不可なのか。 [佐賀県]</p>	<p>なお、臨検等を行うに際しては、前記「児童虐待防止対策支援事業」を活用し、警察官OBや弁護士等の助言を得られる体制を整えておくことが適当であるとともに、児童相談所職員に対する研修、訓練等の措置を講ずることとされたい。</p>
(26)	<p>立入調査について 臨検又は捜索に際して、「錠をはずす」ことが、必要処分として容認される場合、錠の破壊もあり得ると考えられている。 しかし、現場から立ち去るにあたり、錠の破壊された家屋をそのままにするのは、部外者による窃盗など二次的な犯罪を招く可能性もあると考えるが、どのような対応を考えたらよいか。 [横浜市]</p>	<p>臨検等の実施において、通常、修復不可能なほどの破壊を生じる事態は想定しにくいですが、その場合であっても、できる限り原状に復しておくようにすることが必要である。</p>
(27)	<p>臨検又は捜索に当たって可能となる処分について 窓ガラス等を割ることも考えられるがその時に相手に怪我を負わせた時の補償はどうなるのか。 [愛知県]</p>	<p>「錠をはずし、その他必要な処分」の内容・方法も、臨検・捜索許可状の目的を達するため必要最小限にして妥当なものでなければならぬことは言うまでもなく、最小限度を欠く処分の結果、相手方に損害を与えた場合は、国家賠償法に基づく賠償責任を負う場合がある。</p>
(28)	<p>報告書等の記載例について 法改正により、新たに、出頭要求・再出頭要求の実施報告書、立入調査の実施報告書、臨検、捜索の実施調書、接近禁止命令書の交付に係る報告書など、作成者等の署名押印も必要となる書類の作成が求められているが、過不足なく記録するために記載例を示していただけないか。 [香川県]</p>	<p>現時点では、ご指摘の書類の記載例の作成まで行うことは考えていない。 なお、「児童虐待防止対策支援事業」を活用し、警察官OBや弁護士等の助言を得られる体制を整えておくことが適当であると考えているが 法施行後の状況等を踏まえて、必要があれば、具体的な事例をお示しすることなどを検討したい。</p>

番号	質問事項	回答
(29)	<p>面会・通信制限の期間等について 接近禁止命令は6月を超えない期間を定めて行うこととされているが、面会・通信制限の期間設定にあたっては、このような制限はあるのか。 また、設定した期限が経過した後も、必要な場合は再度制限を行うことができるのか。</p> <p>[岩手県]</p>	<p>児童相談所長は、期間を定めず制限するとともに、少なくともおおむね6か月ごとに、その必要性について検討することとしている。</p>
(30)	<p>面会通信の制限について 面会・通信の制限ができる「施設の長」に里親は含まれるか。含まれる場合、里父名、里母名、いずれも可能か、連名になるか。</p> <p>[東京都]</p>	<p>「施設の長」に里親は含まれない。</p>
(31)	<p>面会・通信の制限について 対象となる事例で、児童の保護のため必要とあるが、面会時に保護者が施設職員に対して暴言を吐いたり、威圧的な態度で嫌がらせを行う等指導に従わない場合に面会の制限が可能か。</p> <p>[愛知県]</p>	<p>現状の面会・通信制限を行う場合と変わることはない。 例えば、面会室で保護者が施設職員へ大声で暴言を吐くなどし、それが児童の耳に達するような場合などで、その保護者の行為を制止することが、「児童の保護のため必要があると認められる場合」に該当するのであれば、面会の制限は可能であると解する。</p>
(32)	<p>接近禁止命令書の交付について 保護者が住所不定で連絡が取れず、「命令書を郵便受箱等に差し入れ…」もできない場合の取り扱いはどうなるのか。(ガイドライン素案「命令書を郵便受箱等に差し入れ…」もできない場合を想定しています。)</p> <p>[東京都]</p>	<p>接近禁止命令を発出するまでの手続等を考えると、ご質問のような事例で同命令を発出することは想定しにくいですが、保護者と接触するあらゆる機会を捉えて命令書を交付することとなると考える。</p>
(33)	<p>面会・通信制限について 制限は不利益処分にあたることから、弁明の機会を与えることとされているが、一部制限を行った後に、「全部制限」を行う場合又「一部」の内容を変更若しくは追加する場合にも弁明の機会の付与は必要となるか。また、決定の変更手続きについてもご教示願いたい。</p> <p>[横浜市]</p>	<p>弁明の機会の付与が必要となると解する。 なお、手続については、通常的面会通信制限を行う場合と同様である。</p>

番号	質問事項	回答
(34)	<p>面会・通信制限解除及び接近禁止命令取消について 面会・通信制限の解除及び接近禁止命令取消は行政処分にあたるのか。 [東京都]</p>	<p>行政処分に該当する。</p>
(35)	<p>接近禁止命令関係(法第12条の4関係) ① 「当該の保護者に接近禁止命令が発せられている旨及びその内容を説明する」時に、保護者の写真を校内(教職員等)に配布することは可能か ② 「また、必要に応じて、市町村、児童委員等関係機関の協力も得る」ということから、児童の登下校へのつきそいについて、市町の業務(市町の教育委員会、児童福祉主管課)として位置づけることは可能か [山口県]</p>	<p>① 保護者の写真を学校内に配布することについては、個人情報保護の観点等からも困難と解する。ただし、当該学校が、要保護児童対策地域協議会の構成員である場合など、学校長、児童の担任教諭等と情報を共有することは差し支えないものと考ええる。 ② 「児童の登下校のつきそい」については、個別の事例の内容によると思料するが、その必要性も含めて、市町の業務として位置付けるかどうか、要保護児童対策地域協議会等の場を活用して、各自治体において協議されたい。</p>
(36)	<p>接近禁止命令発出後の警察との連携について 接近禁止命令を発出した後に、警察が当該被命令者に対して命令違反をしないよう直接注意することができないか。 [香川県]</p>	<p>原則として、接近禁止命令を発出する際に、児童相談所職員等が命令書を保護者に直接交付することとしており、その内容を理解させることから、命令発出後、改めて警察官から直接注意する必要性はないと考える。 なお、保護者に命令書を直接交付できなかった場合は、命令書を郵便受箱に差し入れた後においても、児童相談所職員等が電話等により、命令書を差し入れたことや命令違反をしないように注意するよう努められたい。</p>
(37)	<p>接近禁止命令について 接近禁止の発令後の児童の安全確保や違反認知時の措置については、具体的な場面では警察の対応、協力が不可欠である。警察への事前協議やパトロール強化等だけでなく、援助要請の対象とすべきと考える。対象とならない</p>	<p>都道府県知事による接近禁止命令発令後の都道府県警察本部への連絡等については、平成19年11月1日付けガイドライン素案7(7)を参照されたい。 また、接近禁止命令に係る詳細な連携のあり方については、各自治体の児</p>

番号	質問事項	回答
	<p>場合、警察への協議、通知等について教示願いたい。</p> <p style="text-align: right;">[横浜市]</p> <hr/> <p>接近禁止命令 警察との連携(その1) 接近禁止命令発出後の警察等関係機関との連携に関して、都道府県本部少年課との事前協議により、一定のルール確認を経て、都道府県警察本部少年課が各所轄署に対応協議内容について指示を降ろすということがルールとして確認・認知されているのか。</p> <p>また、依頼に関する文書確認は要しないのか。例えばDV法であれば保護命令を発令したことを裁判所書記官が警察本部に通知する仕組みであるが、児童虐待防止法における接近禁止命令については、都道府県が警察本部あて接近禁止命令を発令した旨を通知することを想定しているのか。</p> <p style="text-align: right;">[大阪府]</p> <hr/> <p>接近禁止命令 警察との連携(その2) 『里親等への加害行為が予測される事例については（警察の）パトロールの強化等必要な措置を依頼しておくこと』とあるが、他方、施設入所事案について通学路におけるつきまとい等が予測される場合にも警察にパトロールの強化を要請できるものとしてよろしいか。</p> <p>また、接近禁止命令の違反については、どのような方法で認知・確認されるものと考えておられるのか。</p> <p style="text-align: right;">[大阪府]</p>	<p>童福祉主管局部課と都道府県警察本部少年担当課の間や要保護児童対策地域協議会等の場において協議されたい。</p> <p>警察庁においても、法改正を受けて警察職員向けのマニュアルを作成しており、接近禁止命令に係る都道府県等児童福祉主管局部課との連携等について、都道府県警察本部から各警察署への指示は適正になされるものと聞いており、接近禁止命令違反行為を認めた場合は、警察に対し110番等の通報を行われたい。</p> <p>なお、その際、保護者の取り違いのないよう配慮されたい。</p>
(38)	<p>接近禁止命令 聴聞手続 合同会議資料「質問事項と回答(案)」の質問(13)の回答において、接近禁止命令権限については、都道府県知事から児童相談所長に権限委任をすることは想定していないとのことであるが、客観性を担保するため、例えば、処分庁(命令)と聴聞の主宰者を同一としないよう、接近禁止命令権</p>	<p>接近禁止命令の発出に当たっては、児童相談所長と都道府県知事の関係は、制度上相互に牽制(相互チェック)する位置づけであるとも考えられることから、都道府県知事の権限を児童相談所長に委任することは想定していない。</p>

番号	質問事項	回答
	<p>限を都道府県知事から児童相談所長に権限委任し、聴聞を本庁で実施することは想定されないのか</p> <p>[大阪府]</p>	
(39)	<p>接近禁止命令について</p> <p>接近禁止命令の発令には、手続等に一定の期間が必要であるが、事案によっては速やかな対応が必要となる。例えば、一時保護中の児童の場合で、①面会・通信の全部制限を行い、②児童の保護のために特に必要と認められ、③強制施設入所（児童福祉法第28条適用）の「申立中」の場合、仮処分としての発令は可能か。</p> <p>[横浜市]</p>	<p>特別家事審判規則（昭和22年最高裁規第16号）第18条の2の審判前の保全処分の規定が改正され、家庭裁判所が、申立てにより、ご指摘の①、②、③の要件があれば、保護者に対し接近禁止（つきまとい、はいかい）の仮処分を命ずることができることとされる予定と聞いている。</p>
(40)	<p>児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドラインの公表の方法及び運用について</p> <p>児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドラインは、どのような形で都道府県等に周知されるか。また、ガイドラインの運用についてどのような取扱いにする予定か。</p> <p>[東京都]</p>	<p>保護者援助ガイドラインに関しては、雇用均等・児童家庭局総務課長通知として通知（地方自治法に基づく技術的助言）する予定である。</p>
(41)	<p>家庭復帰後の指導について</p> <p>児童虐待事例の家庭復帰後6ヶ月間のリスクの高さについては理解するところであるが、先駆的に市区町村と連携を図り、家庭復帰までの間に市区町村を中心とした地域の見守り体制を構築している事例や虐待者以外のもとに家庭復帰させる事例もある。このような場合においては、児童相談所は一律に児童福祉司指導又は継続指導を採るのではなく、市区町村に引き継ぐことも可能と解するがいかがか。</p> <p>[東京都]</p>	<p>ご質問の部分は、過去の死亡事例等において、家庭復帰後の児童相談所と市区町村との連携に不備があった事例等が報告されており、家庭復帰後の子どもと家庭の支援に関して児童相談所と市区町村の間で切れ目のない支援が行われることが重要であることから、家庭復帰後の対応を明確にしたものである。</p> <p>したがって、東京都において、市区町村との連携により切れ目のない支援体制を確立されているのであれば、差し支えないものと考えている。</p>
(42)	<p>保護者に対する援助ガイドラインについて</p> <p>一時保護や施設入所後、保護者への援助をスムーズに行うためには、</p>	<p>今次法改正では、児童虐待の防止については、第一義的には児童相談所等</p>

番号	質問事項	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強制執行は、(児相からの依頼・立ち会いにより) 警察等の機関 ・ その後の援助は児相と明確に分けた方がよいのではないか。 <p>[佐賀県]</p>	<p>による対応を行うこととされたものである。</p>
(43)	<p>保全処分としての職務代行者選任の申立てについて</p> <p>職務代行者の候補者として当事者以外の親族や弁護士等が例示されているが、期待すべき親族がなく、かつ、弁護士の過疎地域である場合などは、弁護士を候補者として選任することが事実上困難である。このような場合、他にどのような者が候補者として想定されるか。</p> <p>[岩手県]</p>	<p>職務代行者に関しては、左記のほか、児童相談所長、児童福祉施設の長、医師等が想定されるが、職名による職務代行者の選任は行われていないのが通例と認識している。</p>
(44)	<p>親権喪失宣告の申立ての際の保全処分としての親権者の職務執行停止・職務代行者選任の申立て</p> <p>職務代行者の候補者を「記載すること」とあるが、医療ネグレクトの場合等緊急かつ責任が重大であることにより、職務代行者を捜した結果児童相談所長が職務代行者の候補者となる場合に、今回の児童福祉法改正による未成年後見人選任の際の児童相談所長の職名による親権代行と同様、職名による職務代行は可能か。</p> <p>[大阪府]</p>	<p>職名による職務代行者の選任は行われていないのが通例と認識している。</p>

2 児童福祉法関係

番号	質問事項	回答
(45)	<p>第28条申し立て更新手続の簡略化について</p> <p>第28条の審判後、保護者が児童相談所と全く接触を絶ってしまう場合がある。児童相談所はその後にも保護者と接触を試みるが、保護者の動きがない場合には、手続きの負担を軽減するために更新の手続きを省略できないか。</p>	<p>子どもの福祉を考えるならば、ご質問のような事例は、保護者に対して児童福祉司指導を採り、児童福祉司指導に従わない場合には知事勧告を行う。そして、当該勧告が効果がない場合には、親権喪失宣告を申立て、里親等の</p>

番号	質問事項	回答
	[東京都]	永続的な措置に変更することが必要と考える。

3 少年法関係

番号	質問事項	回答
(46)	<p>法第27条第1項第4号の規定に基づく送致について</p> <p>第4章第7節1(3)③に示される「被害者保護という観点」とは、具体的に何を考慮すべきなのか示されたい。</p> <p>[北海道]</p>	<p>被害者保護という観点は、少年法において、家庭裁判所の少年審判における被害者への配慮に関する手続として、①被害者等による記録の閲覧及び謄写(少年法第5条の2)、②被害者等の申出による意見の聴取(同法第9条の2)、③被害者等に対する審判結果等の通知(同法第31条の2)の制度を活用することが可能であるとされており、これらのことを指している。</p>
(47)	<p>特別な配慮が必要な事項について</p> <p>第5章第3節3(8)において、「個別対応プログラムを作り対応する」とあるが、国において個別対応プログラムの参考例等、何らかの指針を示す予定はないか。</p> <p>[北海道]</p>	<p>個別対応プログラムは、既存の生活プログラムを基に、一時保護する児童相談所(一時保護所を含む。)の規模、構造、職員配置、立地等を踏まえ、居室の確保、必要な面接・診断場面の設定・食事・余暇等の生活日課、各分野の職員の役割、個別対応する担当者等を組み入れたプログラムを各児童相談所において策定していただきたい。</p>

4 その他

番号	質問事項	回答
(48)	<p>提言7転居ケースについて</p> <p>転居ケースの取扱いは全国児童相談所長会の申し合わせのとおりとしているが、全国の児童相談所間での確認及び統一性の観点から、児童相談所運営指針に具体的改善策の内容(「移管」と「情報提供」の定義等)を記載することを検討していただきたい。</p> <p>[東京都]</p>	<p>ご要望に関しては、転居ケースの管轄の取扱いについて、全国の児童相談所長の総意として取り決めをなされたものであり、各自治体及び児童相談所においてその趣旨を踏まえてマニュアルを改正されることで、ご指摘の点に関しては達成されるもと考える。</p> <p>したがって、国からご要望の技術的</p>

番号	質問事項	回答
		助言のための通知を発出することは考えていない。
(49)	<p>児童虐待に対して、児相と警察が横並びで対応する新たな制度づくりとそれに伴う法整備について</p> <p>児童虐待防止法や児童福祉法の改正が積み重ねられているが、児相への権限一極集中の一方向のみが際だっている。しかし、その方向でのみではもはや限界であり、児童福祉という枠組に加え、「犯罪行為として児童虐待を防止する」という警察による法的強制力の枠を築くべきだと考える。児童福祉と犯罪予防、つまり児相と警察が横並びで対応するシステムや法整備が必要であり、これにより児童虐待による死亡事例は格段に減り、総じて児童虐待対応が強力に推進されることになると思われるが、今後こうしたシステムづくりの検討がなされるのか伺いたい。</p> <p>[岐阜県]</p>	回答 (42) に同じ